

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第3条（許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）、第7条の3（承認）
処 分 基 準： 法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 法第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。 ・ 法第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第25条
処 分 の 概 要：風俗営業者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第26条第1項
処 分 の 概 要 : 風俗営業の許可の取消し、停止命令
原権者(委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話098-862-0110)
備 考 :

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第26条第2項
処 分 の 概 要 : 飲食店営業の停止命令
原権者(委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話098-862-0110)
備 考 :

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第29条
処 分 の 概 要 : 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者(委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙1のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話098-862-0110)
備 考 :

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第30条第2項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第28条第1項・第2項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域 等）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の4第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の5第1項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の5第2項
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第3号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）、第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の9第1項
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の10
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の8第3項・第4項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の11第2項第1号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の11第2項第2号
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の11第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の14
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の15第1項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の19第1項
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の20
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第21条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の21第2項第1号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の21第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の21第1項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）、第31条の23において準用する第7条の3（承認）
処 分 基 準： 法第31条の23において準用する法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・ 法第31条の23において準用する法第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。 ・ 法第31条の23において準用する法第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の24
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の25第1項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第31条の25第2項
処 分 の 概 要 : 飲食店営業の停止命令
原権者(委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話098-862-0110)
備 考 :

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第34条第1項
処 分 の 概 要 : 飲食店営業者に対する指示
原権者 (委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙1のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話098-862-0110)
備 考 :

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第34条第2項
処 分 の 概 要 : 飲食店営業の停止命令
原権者 (委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話098-862-0110)
備 考 :

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第35条
処 分 の 概 要 : 興行場営業の停止命令
原権者 (委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話098-862-0110)
備 考 :

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第35条の2
処 分 の 概 要：特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第1項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第4項第1号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第35条の4第3項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課（電話098-862-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 拠 条 項 : 第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要 : 接客業務受託営業の停止命令
原権者(委任先) : 沖縄県公安委員会
法 令 の 定 め : 法第35条の4第3項(処分移送通知書の送付)
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課(電話098-862-0110)
備 考 :